三調発　第１４０号
令和２年１２月２１日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会　長　古　尾　圭　一

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の追加公開について

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の基準点につきましては、平成２６年７月７日付け三調発第５７号にてご案内させていただいておりますが、この度、津地方法務局より別添、令和２年１２月１５日付不登第２１５号のとおり新たに別紙記載の地区についての基準点成果を令和３年１月４日から各管轄の法務局に備え付け、追加公開する旨の連絡がありました。

今回、追加公開された基準点は、平成３１年度に都市部官民境界基本調査が実施された地区が対象となり、これにより、平成２２年度から３１年度までの成果が公開されることになります。

今回の対象地区のうち、ＤＩＤ以外の地区については、今後新たに、世界測地系の成果により地積測量図を作成しなければならない地区となり、同成果地区内の土地について令和３年１月４日以降に測量を実施した分筆等の申請をした場合において、同成果を利用することができるにもかかわらず、同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして、不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となりますので、該当地区の業務を実施される際は、当該基準点成果をご確認いただき、使用指針に沿って適正にご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会ホームページの会員専用ページ・基準点関係資料に、追加公開分の成果の一部（調査区域図）を１２月２１日午後予定で掲載させていただきますのでご利用ください。

なお、令和元年度以降の成果につきましても今後、順次公開予定となっていますことを申し添えさせていただきます。

別紙

追加公開地区

【本局】

・平成３１年度　津市新町二丁目、新町三丁目、八町二丁目、八町三丁目、
押加部町、西古河町、桜田町、神戸、美川町、大園町

・平成３１年度　津市新町一丁目、川添町、南新町、南丸之内、野崎垣内岩田、
修成町、半田、幸町

【鈴鹿出張所】

・平成３１年度　鈴鹿市磯山一丁目、二丁目、三丁目、四丁目

機密性２

不登第２１５号
令和２年１２月１５日

三重県土地家屋調査士会
会長　古尾　圭一　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）伊　藤　登志也

都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について（依頼）

平素は，登記行政に格別の御協力をいただき，厚くお礼申し上げます。

さて，今般，国土交通省土地・建設産業局地籍調査課から，法務省民事局を経由して，下記登記所が管轄する地域に係る標記の測量成果の送付を受け，各登記所において，令和３年１月４日から，同成果を備え付けて一般に公開（閲覧に限る。）しますので，お知らせします。

つきましては，本成果を備え付けた地域において分筆等の申請があった場合は，平成１８年８月１５日付け法務省民二第１７９４号法務省民事局民事第二課長通知「都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について」に基づいて取り扱いますので，貴会員への周知を，よろしくお願いいたします。

記

１　津地方法務局
２　津地方法務局鈴鹿出張所
※　備え付けた地域の詳細は，別紙を参照願います。